資料２

議題２：老人保護措置費に係る増税及び各種加算の対応状況について（豊田市提出）

市名	回答					
	（１）ア 消費税率８％への引き上げに伴い、改定を行ったか	（１）イ 消費税率１０％への引き上げに伴い、改定を行う予定があるか	（１）イで「有」と回答した場合 （１）ウ 事務費や生活費を具体的にどのように改定するか （改訂したか）について	（２） どのように調査（審査）しているかについて	（３）ア 支弁を実施しているかについて	（３）アで「実施している」と回答した場合 （３）イ　調査（審査）方法及び指針上の「最小限度の額」の基準等について
名古屋市	改訂していない	有	一般生活費及びそれに係る冬季加算に対し110/105を乗じて得た金額。	前年度の申請との整合性を確認する程度で、特段調査（審査）等は行っていない。	実施している	調査（審査）方法について、入所時のタクシー利用の場合、社会福祉事務所の職員が同行し、支払いを行っている。また、「最小限度の額」の基準について、要綱等の定めはないが、タクシー利用の場合は最短距離の運賃、入所時等の施設による遠方への送迎が発生した場合はガソリン代や送迎に係る人件費の相当額、本市での実績はないが、公共交通機関利用の場合は運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出した運賃等、が該当すると考える。
豊橋市	改訂していない	無		豊橋市の養護老人ホームは直営のため民間施設給与等改善費を加算していないため、調査（審査）をしていない。	実施していない	
岡崎市	改訂していない	無	消費税増を見込んで指定管理料を増額した。	指定管理なので、民間施設給与等改善費の考えはない。	実施している	老人福祉法に基づき支弁を計上しているが、実績なく、調査（審査）方法及び指針上の「最小限度の額」の基準等は定めていません。
一宮市	改訂していない	無		毎年4月に施設から「民間施設給与等改善費適用申請書」が提出される。新たに採用した施設職員のみ、施設が各職員の前勤務先へ「在籍証明書」の発行を求め、施設はそれを添付して市へ申請をする。市はそれをもって審査をする。	実施していない	
瀬戸市	改訂していない	有	検討中	施設から提出される算定調書等で確認。	実施していない	
半田市	改訂していない	無		毎年4月1日に加算申請書とともに職員の勤務年数一覧を提出していただき、対象施設に継続して勤務している職員については前年と比較し、新規職員については必要に応じて履歴書等を確認します。	実施していない	
春日井市	改訂していない	有	検討中	施設から過去に勤続した施設名、勤続状況及び勤続年月を記載した調書の提出を受け、算定しています。	実施していない	
豊川市	改訂していない	有	改定を行うかどうか検討中	年に一度「その他の社会福祉施設における勤続年数」の報告を施設へ依頼し、回答結果をもとに民間施設給与等改善費を算出している。	実施していない	

市名	回答					
	（１）ア 消費税率８％への引き上げに伴い、改定を行ったか	（１）イ 消費税率１０％への引き上げに伴い、改定を行う予定があるか	（１）イで「有」と回答した場合 （１）ウ 事務費や生活費を具体的にどのように改定するか（改訂したか）について	（２） どのように調査（審査）しているかについて	（３）ア 支弁を実施しているかについて	（３）アで「実施している」と回答した場合 （３）イ　調査（審査）方法及び指針上の「最小限度の額」の基準等について
津　島　市	改訂していない	有	改定の有無については、周辺自治体の状況を踏まえての検討のため未定。改定を行うとすれば、養護老人ホームの前年度決算の支出実績の内、消費税の増税対象となる項目の額を算出し、１人１月あたりの額を割り出します。算出した額を、105で割戻し110を掛け合わせて得た額を、今回の改定額とする案を検討をしています。 ８％への消費税引き上げ時は非対応としたため、今回の１０％への対応としては、差引５％の上乗せで対応する予定です。	勤続年数算定票の提出を受け審査している。	実施していない	
碧　南　市	改訂した	有	Ｈ３１．４月分から、事務費については一般事務費のうち管理費を、生活費については一般生活費（入院時の日用品費の地区別冬期加算額を除く）、期末加算及び被服費加算を国基準額に１０５分の１０８を乗じた額としています。消費税率１０％への引き上げ後は、国基準額に１０５分の１１０を乗じた額に変更予定です。	現在は該当がありません。 現に勤務する施設については在籍証明書を添付してもらっているため、その他施設での勤務実績がある場合、同様に当該施設の勤務実績を証明する書類を添付してもらうことになると思われます。	実施していない	
刈　谷　市	改訂していない	無		民間施設給与等改善費は加算の対象としていないため、職員の勤続年数等の調査を行っておりません。	実施していない	
豊　田　市	改定していない	有	「老人福祉法第１１条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成１８年１月２４日　老発第０１２４００１号）の別紙１の２に示されている生活費について、現在の基準額を消費税５％時の基準額と捉え、１０％相当に増額予定であるが、他市の状況を踏まえ検討していく。	「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」（平成１８年１月２４日　老発第０１２４００３号）の別記５に示されている常勤職員（みなし常勤職員含む）について、「現に勤務する施設」と「その他の社会福祉施設」での勤続年数を記載した調書及び前歴証明書を提出するよう施設へ依頼を行い、提出された調書に基づいて審査している。 また、その他の社会福祉施設のうち、措置費の支弁対象となっている施設については、老人福祉法第１０条の４及び第２１条に基づき、第５条の２に記載されている介護サービス事業（所）についても「その他の社会福祉施設」と認めている。	実施していない	
安　城　市	改訂していない	有	平成３１年１０月より消費税率が１０％へ引き上げになった場合は、一般事務費における管理費、特別事務費における一般生活費、冬季加算、期末加算、被服費加算を１１０／１０５とする予定。	民間施設給与等改善費に関しては加算をしていない。	実施していない	
西　尾　市	改訂していない	有	令和元年１０月より一般事務費を８８，９００円から１１０，８００円に改正します。これは近隣市町との格差の是正のため改正しました	民間施設給与等改善費の対象施設ではありませんので、調査をしていません。	実施していない	
蒲　郡　市	改訂していない	無		職員の勤続年数等を調査（審査）していない。	実施していない	
犬　山　市	改訂していない	無		勤務先と職務内容を一人づつ経歴書を提出してもらい、対象かどうか判断している	実施していない	

市名	回答					
	（１）ア 消費税率８％への引き上げに伴い、改定を行ったか	（１）イ 消費税率１０％への引き上げに伴い、改定を行う予定があるか	（１）イで「有」と回答した場合 （１）ウ 事務費や生活費を具体的にどのように改定するか（改訂したか）について	（２） どのように調査（審査）しているかについて	（３）ア 支弁を実施しているかについて	（３）アで「実施している」と回答した場合 （３）イ　調査（審査）方法及び指針上の「最小限度の額」の基準等について
常　滑　市	改訂していない	無		施設から提出された、履歴書及び前歴証明書で審査しています。	実施していない	
江　南　市	改訂していない	無		毎年、下記の書類を提出して頂き、審査を行う。 ①民間施設給与等改善費基本分算定調書（1施設当り職員平均勤続年数算定表） ②履歴書（民間施設給与等改善費） ③前職証明書（民間施設給与等改善費）	実施していない	
小　牧　市	本市におきましては、養護老人ホームがございません。 養護老人ホーム所在地の市区町村が決定する老人保護措置費支弁基準額に従って支弁しております。					
稲　沢　市	改訂していない	無		特に審査をしていない	実施していない	
新　城　市	改訂していない	無		未実施	実施していない	
東　海　市	改訂していない	無		職員が、採用時に現勤務施設に提出した履歴書にて調査している。	実施していない	
大　府　市	改訂していない	無		対象となる施設がないため調査していない。	実施していない	
知　多　市	改訂していない	無		市内に対象となる養護老人ホームが所在しない	実施していない	
知　立　市	改訂していない	無		知立市には養護老人ホームはありませんので、議題２の件について検討しておりません。	実施していない	
尾張旭市	改訂していない	有	消費税が８％に増税されたときに改定を見送ったため、一般生活費と冬季加算をそれぞれ110/105に改定を検討。	申請者が、その他の社会福祉施設から在職証明書を入手し、その内容について市で審査。 実際には毎年発生する事務であるため、原本は申請者が保管し、申請者から原本証明をされた在職証明書の写しを受領し審査する。	実施していない	
高　浜　市	改訂していない	有	具体的な内容については検討中です。他市町村の動向を参考にさせていただきたく思います。	施設より、厚生労働省老健局長通知「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」の別紙様式５－１を参考とした調書を提出していただいています。また参考資料として、各職員の履歴書（勤務先や就業期間等記載）も提出していただき算定しています。	実施していない	
岩　倉　市	’*措置費の予算はないため、今後の検討必要。					
豊　明　市	改訂していない	無	市内に対応施設がないため、入所している施設の所在地の基準に基づき、係る事務費や生活費については改定を検討する予定。	現在、調査は行っていない。	実施していない	
日　進　市	改訂していない	無			実施していない	
田　原　市	改訂していない	無		直近5年間は、現法人以外の勤務実績がある職員はなかった。 しかし、現行法人以外の法人における勤務実績の記載がある場合は、現行法人以外の勤務に関する証明等の添付を求める場合も考えられる。	実施していない	

市名	回答					
	（１）ア 消費税率８％への引き上げに伴い、改定を行ったか	（１）イ 消費税率１０％への引き上げに伴い、改定を行う予定があるか	（１）イで「有」と回答した場合 （１）ウ 事務費や生活費を具体的にどのように改定するか（改訂したか）について	（２） どのように調査（審査）しているかについて	（３）ア 支弁を実施しているかについて	（３）アで「実施している」と回答した場合 （３）イ 調査（審査）方法及び指針上の「最小限度の額」の基準等について
愛　西　市	改訂していない	無		民間施設給与等改善費基本分算定調書及びそれぞれの職員の履歴書を提出いただいて、確認している。	実施していない	
清　須　市	清須市内に該当施設なし ※養護老人ホームの措置費支弁基準額については、所在市町村長が決定する					
北名古屋市	改訂していない	無		調査なし	実施していない	
弥　富　市	改訂していない	無	市内に該当の施設がないため、改訂等は行っておりません。	該当なし	実施していない	基準等はありません。
みよし市	改訂していない	無		現在、措置者がいないため、調査を行っていない。	実施していない	
あ　ま　市	改訂していない	無		調査実績なし	実施していない	
長久手市	改訂していない	無	－	調査していない	実施していない	－